

新型コロナウイルス陽性者(職員)の療養期間の短縮について

新型コロナウイルス陽性者(職員)の療養期間の短縮について、国の方針を受けて、本市の公立保育所(職員)の取扱いを、以下のとおりとします。

これまでの取扱い：発症日より療養期間を10日間(11日目から出勤可能)とする。

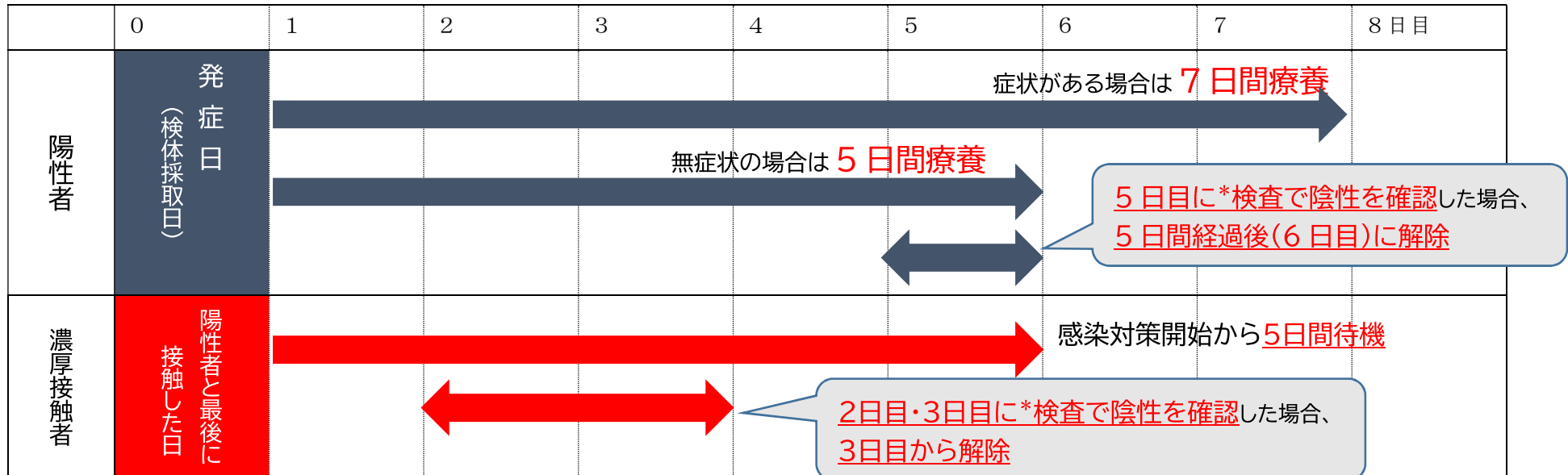
今後の取扱い：発症日より療養期間を7日間(発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間を経過した場合、8日目から出勤可能)とする。

※発症後10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底(検温・マスク着用等)をお願いします。

※今回の取扱いについては、国の通知に合わせ、9月7日時点での患者である者にも適用します。

※濃厚接触者に関しては、従前と変更ありません。

新型コロナウイルス感染症に関する取扱い(職員) まとめ



*検査は抗原定性検査キットでも可。薬事承認されたものに限る。